

令和元年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第6号）

令和元年9月30日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 議員派遣の件
- 第 6 事務報告
- 第 7 閉会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 事務報告
- 日程第 7 閉会

出席議員（17名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎

18番 木内 欽市
20番 高橋 利彦

19番 佐久間 茂樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 正彦
教育長	諸持 耕太郎	秘書広報課長	山崎 剛成
行政改革推進課長	井上 保巳	総務課長	伊藤 憲治
企画政策課長	小倉 直志	財政課長	伊藤 義隆
税務課長	石毛 春夫	市民生活課長	遠藤 泰子
環境課長	木内 正樹	保険年金課長	在田 浩治
健康管理課長	遠藤 茂樹	社会福祉課長	仲條 義治
子育て支援課長	石橋 方一	高齢者福祉課長	浪川 恭房
商工観光課長	小林 敦巳	農水産課長	宮内 敏之
建設課長	加瀬 博久	都市整備課長	加瀬 宏之
下水道課長	丸山 浩	会計管理者	多田 英子
消防長	川口 和昭	水道課長	宮 負 亨
庶務課長	栗田 茂	学校教育課長	加瀬 政吉
生涯学習課長	八木 幹夫	体育振興課長	花澤 義広
監査委員 事務局長	伊藤 義一	農業委員会 事務局長	赤谷 浩巳

事務局職員出席者

事務局長	高安 一範	事務局次長	池田 勝紀
------	-------	-------	-------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（向後悦世） 議案第1号から議案第21号までの21議案を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果は、お手元に配付したとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（向後悦世） 日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより、決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 木内欽市 登壇）

○決算審査特別委員長（木内欽市） 決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、平成30年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第4号、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成30年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成30年度旭市農業集落排水事業

特別会計決算の認定について、議案第 8 号、平成30年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての 8 議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 9 月 17 日及び 18 日のそれぞれ午前 10 時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第 1 号の主な質疑 6 点について、申し上げます。

1 点目として、長寿祝金支給事業の支給の内訳はとの質疑では、対象者は 80 歳以上の方 1,018 人で、その内訳は 80 歳の方が 562 名で 1 人 5,000 円、88 歳の方が 377 名で 1 人 1 万円、99 歳の方が 35 名で 1 人 1 万円、100 歳の方が 12 名で 1 人 3 万円、101 歳以上の方が 32 名で 1 人 1 万円支給しているとの答弁がありました。

2 点目として、後期高齢者短期人間ドック助成事業の利用状況についてとの質疑では、利用状況は平成 30 年度が 101 件、平成 29 年度が 85 件、平成 28 年度が 72 件で、平成 30 年度の男女の内訳は男性 64 人、女性 37 人となっているとの答弁がありました。

3 点目として、赤ちゃん全戸訪問事業について、訪問件数と訪問者はとの質疑では、平成 30 年度の実績は対象者 396 名に対し、実施件数は 390 件となっている。訪問については、保健師や助産師が行っているとの答弁がありました。

4 点目として、農産産地支援事業の内容についてとの質疑では、これは生産調整に取り組む団体が、共同利用するコンバイン等を購入した際に補助するものとなっている。平成 30 年度は、申請のあった松ケ谷、幾世の利用組合に対し交付しているとの答弁がありました。

5 点目として、空き家等対策推進事業について、今後の取り組みはとの質疑では、今後の進め方については、今年度は庁内で関係各課の連携体制を構築する。来年度は 4 月に対策協議会を設置し、6 月までに対策計画の策定を行い、その後は対策計画に基づいて空き家対策を進める予定との答弁がありました。

最後に、6 点目として、防火水槽設置工事について、設置された耐震性貯水槽（地上型）とはどのようなものかとの質疑では、市内で初めての地上型貯水槽となり、大きさは縦 2 メートル 50、横 8 メートル、幅 2 メートルで貯水量は 40 トンになる。地上に設置しているため容積をとるが、地下に埋設する防火水槽に比べ、敷地等の関係で撤去を余儀なくされる場合でも移設が可能という利点があるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第 1 号から議案第 7 号までの 7 議案は、全員賛成で認定することに決し、議案第 8

号は、全員賛成で原案のとおり可決、認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和元年9月30日、決算審査特別委員会委員長、木内欽市。

○議長（向後悦世） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（向後悦世） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第8号までの8議案について採決いたします。

議案第1号、平成30年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成30年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成30年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第8号は可決及び認定することに決しました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長（向後悦世） 日程第3、常任委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 宮内 保 登壇）

○建設経済常任委員長（宮内 保） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第21号、工事委託協定の締結についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月20日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第21号の審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

地権者の同意が得られていない箇所があるにもかかわらず、なぜこの時期に大きな金額をかけてトンネル工事を行うための議案を上程するのかとの質疑では、当初、令和5年度までの開通を目指し、警察署、JRと協議を行い、線形が整ったことから、JRから正式な見積もりを得て金額が決定した。今後工事を先に延ばすにしても事業費が膨らむことも予想され、現在の最適なルートで事業費が固まったことから、今回上程させていただいた。このようなことから事業は進めさせていただいて、同意が得られていない地権者とは粘り強く交渉を続けていきたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第21号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和元年9月30日、建設経済常任委員長、宮内保。

○議長（向後悦世） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 9 月 10 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 9 号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 11 号、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第 12 号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 14 号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての 5 議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 9 月 24 日午前 10 時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第 9 号の主な質疑について申し上げます。

障害者福祉事務費の電算業務委託料について委託内容はどの質疑では、児童発達支援等の特定サービスにおいて、利用者負担が無償化されることから、対象者の支給決定管理システムや給付費の管理システム等を改修し、無償化となる対象者を確認する項目等を追加するとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、5 議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告申し上げます。

令和元年 9 月 30 日、文教福祉常任委員長、飯嶋正利。

○議長（向後悦世） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 伊藤 保 登壇）

○総務常任委員長（伊藤 保） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 9 月 10 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 9 号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 13 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号、旭市印鑑条

例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、財産の取得について、議案第20号、財産の取得についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月25日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第9号の主な質疑について申し上げます。

電算システム運用事業の増額について、事業の内容と、この時期に補正を行う理由はどの質疑では、事業内容は、制度改正に伴う国民年金システムと、国民健康保険システムの改修となっている。また、国民年金システムの産前産後免除に係る法改正で4月から届出書等を電子媒体化できることになっていたが、ここへ来て改修のめどがついたため、今回改修費用を計上したとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和元年9月30日、総務常任委員長、伊藤保。

○議長（向後悦世） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（向後悦世） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第9号から議案第20号までの12議案について討論の通告はありません。

続いて、議案21号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員、ご登壇願います。

(20番 高橋利彦 登壇)

○20番(高橋利彦) 議案第21号、工事委託協定の締結について、反対の立場で討論を行います。

本議案については、本会議の議案質疑で質疑を行いました。明確な説明もなく、多額の費用を費やしても効果は認められません。

当初計画では、トンネル工事部分の工事費が5億円でありました。それでも高いと言われていましたが、それが10年足らずの間に約19億円と4倍の工事費にはね上がっています。執行部の説明では、人件費、資材費の高騰との説明でありましたが、では、市役所の職員の給料も4倍はともかく、倍になっていますか。また、政府では実質物価上昇率を2%見込んでいますが、全く達成していません。10年前と比較しても、ほとんど上がっていません。このような説明では詭弁にもなりません。

そして、今回のトンネル工事に接続する道路工事も、10年も費やしても完成することができません。地権者は市民のためとはいえ、先祖伝来の大事な土地を提供するのだから、それなりの買収価格は妥当だと思いますが、しかし、干潟八万石の広さでも実勢価格は、今、1反当たり50万円、蛇園地域の実勢価格からすれば、買収価格1反当たりの価格は、破格の500万円で買収していますが、未だ10年も費やしても買収に至っていません。

そのような中でトンネル工事を進める理由を、市では交渉の限界、工事に終止符を打ちたいとの考えです。強引にトンネル工事を進めて、地権者に圧力をかけ、地域の方に地権者をさらし者にして、村八分的な状況に追い込むものであります。これは甚だ疑問であります。

そして、これでは子どものいじめ問題と同じような手口を市が行うことになります。このようなことでは、さらに地権者の感情がかたくなになってしまうのではないのか、また、本議案の提出者である明智市長は、議案提出者でありながら全で一吏員である担当課長に説明を押しつけ、全く市長本人からの明確な説明もなく、議案提出者としての資質も問われます。市長が理解できないものを、議員はなおさら理解できません。よく議員は選挙公約などでいろいろな公約を掲げますが、予算権がありませんので実行性のない公約です。しかし、市長は予算権を持っています。そのために公約を果たすことができますが、議会の議決が必要です。これは、市長の独断専行を許さないため、議会の果たす役割や、唯一、執行のチェック機関で、執行の追認機関ではありません。議案の審議は議会です。議会は執行の提出

した議案を審議し、可決、否決の判断を行うチェック機関であります。議員に明確な説明を行い、採決の判断となる説明が必要であります。

しかし、明智市長は議案提出者でありながら、明確な説明ができない状況の中で、採決を行い、最終的には議会、議員に責任を押しつけるものであります。議案提出者が自ら説明責任を果たさず、採決を行うことは甚だ遺憾であります。

議員は市民の代表ですので、市全体のことを考えなければなりません。地域の一部住民は、トンネルもないよりはあったほうがいいと言いますが、議員は将来的な財政状況や費用対効果なども総合的に考えて、大所高所から判断する必要があります。当初計画では、全ての事業が平成26年度完成となっていました。なぜ、今、この事業に終止符を打つのか理解に苦しむところであります。地権者の同意を得るのに少し遅れても問題がないと考えます。地権者の理解を得て、用地を確保してから工事を行うべきと考えます。

このようなことから、私は議案第21号、工事委託協定の締結について、反対いたします。

○議長（向後悦世） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（13番 島田和雄 登壇）

○13番（島田和雄） 私は、議案第21号について、賛成の立場から討論を行います。

今回の議案の蛇園跨道橋は、飯岡海上連絡道の総武本線を抜けるトンネルの部分のことですが、この飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、旧海上町と旧飯岡町を南北に結ぶ連絡道路であり、市町村合併時の新市建設計画に旧海上町から提案されました。

その後、旭市総合計画により、産業振興と地域間交流促進路線として位置づけられている重要な路線であります。合併時の新市建設計画には、このほかにも1市3町から、それぞれの提案がありまして、旭市中央病院アクセス道、東西線、南北線、谷丁場遊正線などがありました。これらの道路は、新旭市のまちづくりのための主要道路として整備が進められているところです。合併協議会では、これらの道路建設に当たっては、合併特例債を使用することとし、新旭市の負担を少なくして建設を行う事業として位置づけていました。

ですので、建設費用につきましては、まず、国の補助金があり、残りについては合併特例債を使っていますので、旭市の負担は事業費全体から見ますとわずかで済んでおります。今回の議案のJRとの契約も18億8,800万円と多額であります。旭市の負担は約3億円となっています。このことは、今年の3月議会で既に承認されていますが、平成31年度の予算書の債務負担行為に示されているとおりであります。予算書9ページに債務負担行為ということと示されておりまして、さらに302ページには、それについて旭市の負担が3億円だとい

ったようなことが示されております。そういうことであります。

路線については、当初、蛇園大坂を上るコースでありましたが、現在のＪＲ、トンネルを抜いて、海上支所に通じる路線への変更が平成22年３月定例議会で承認されました。これは、私、以前の議案持っておりますけれども、きちんと説明がされているところであります。議会で承認をされました。これに沿いまして、道路用地の買収もほぼ終了をしております。地元でもこの路線で工事が進むものと皆思っているところであります。早期に開通をしていただきたいといった要望も、地元の蛇園区からは提出をされているところです。飯岡海上連絡道路三川蛇園線は、新たに旭市の主要幹線道路を造るわけでありますので、交通利便性の向上を図る、また、人や車が通る際の安全性の確保を図ることも大切です。そのためにも、計画どおりの位置が最も適切なものと思います。

私も多くの地元の方々から意見をお伺いしましたが、全員の方が計画どおりをお願いをしたいという考えでありました。当初計画より予算が増加したことは、地元としても大変心苦しいところですが、道路は一度造ったら建物などとは違いまして、万年物です。これからずっと先、この道路を利用する人がよい道路を造ってくれたと感じていただくためにも、皆様のご理解をお願いし、賛成討論とします。

○議長（向後悦世） 以上で、議案第21号について、通告による討論は終わりました。

（「議長」の声あり）

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○１８番（木内欽市） 休憩。

○議長（向後悦世） しばらく休憩いたします。

休憩 午前１０時３３分

再開 午前１０時４５分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第９号から議案第21号までの13議案について採決いたします。

議案第９号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、工事委託協定の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議員派遣の件

○議長（向後悦世） 日程第５、議員派遣の件。

議員派遣の件を議題といたします。

地方公共団体の事務に関する調査等のため、地方自治法第100条第13項及び旭市議会会議規則第166条の規定により、お手元に配付されております件名表のとおり、令和元年10月23日から25日に、姉妹都市であります沖縄県中城村の政策的事業の概要などの行政視察のため、議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、件名表のとおり議員を派遣することに決しました。

◎日程第６ 事務報告

○議長（向後悦世） 日程第６、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、ご登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧いただきたいと思います。

この度、受納しました４件の寄附は、全て台風15号に係る災害見舞金でございます。１つ、金10万円を武井麻子様より９月14日受納いたしました。１つ、金10万円を新行内勝善様より９月14日受納いたしました。１つ、金10万円を岡本一夫様より９月15日受納いたしました。１つ、金20万円を大洗町様より９月18日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（向後悦世） 事務報告は終わりました。

◎日程第 7 閉 会

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和元年旭市議会第 3 回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 10 時 52 分